

# 水道をご利用のお客様へ

淡路広域水道企業団

## ■料金のご案内

基本料金 (1ヵ月あたり、税抜)

用途	水道メーターの口径	基本料金
一般用	13 ミリ	1,100円
	20 ミリ	1,300円
	25 ミリ	4,200円
	30 ミリ	6,200円
	40 ミリ	11,000円
	50 ミリ	18,000円

開栓手数料・閉栓手数料 各2,000円

従量料金 (税抜)

用途	使用水量	1 m <sup>3</sup> あたりの料金
一般用	10 m <sup>3</sup> 以下	100 円
	11 ~ 20 m <sup>3</sup>	200 円
	21 ~ 30 m <sup>3</sup>	280 円
	31 ~ 50 m <sup>3</sup>	350 円
	51 ~ 100 m <sup>3</sup>	420 円
	101 ~ 500 m <sup>3</sup>	460 円
	501 ~ 2000 m <sup>3</sup>	480 円
	2001 m <sup>3</sup> 以上	530 円

計算方法 基本料金+従量料金+消費税相当額=請求額

## ■水道検針について

- 水道メーター検針業務を委託しているフジ地中情報(株)大阪支店が検針を行います。(検針員は、必ず制服を着用し、身分証明書を携帯しています。)
- 検針は、毎月3~13日の間を目途に行います。
- 検針の際に、今回の使用水量、請求予定額等を記載した「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」票(検針票)を郵便受けなどに入れさせていただきます。

### 《正確に検針を行うためのお願い》

- メーターボックスの中に土や水がはいらないようにしてください。
- メーターボックスの上に車や物を置かないでください。

## ■水道の届出について

- 水道の使用開始・中止をするときは、各お客さまセンター窓口またはお電話で手続きを行ってください。
- 使用開始・中止の届出には、それぞれ手数料2,000円が必要です。初回および最終の水道料金と併せての請求となります。
- お支払方法の変更、使用者名義人の変更等については、各お客さまセンターへお問い合わせください。

## ■お客さまセンターのご案内

水道に関するお問い合わせは、お近くのお客さまセンターまでお願いします。

### ○お問い合わせ等の連絡先(営業時間 平日8時30分~17時15分)

洲本市お客さまセンター	 ※音声ガイダンスに従って操作してください	〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 【洲本市役所 本庁舎2階】
南あわじ市お客さまセンター		〒656-0472 南あわじ市市善光寺22番地1 【南あわじ市役所 第1別館】
淡路市お客さまセンター		〒656-2225 淡路市生穂新島8番地 【淡路市役所 1号館1階】

### ○漏水・断水等緊急時の連絡先(営業時間外)

突発的な断水や道路からの漏水等を発見した場合		※委託業者が受付します。
------------------------	--	--------------

※営業時間内は管轄のサービスセンターまたはお客さまセンターへ連絡してください。

水道料金・下水道使用料等のお知らせ			
令和4年4月検針分(3月使用分)			
お客様番号	口径	用途	メーター番号
012-0987	13 mm	一般用	123456789
〇〇市10-5 マンション△△205			
水道 太郎様			
水	今回の検針	120 m <sup>3</sup>	
水	前回の検針比	100 m <sup>3</sup>	
水	旧メーターの使用量	* m <sup>3</sup>	
水	今回の使用量	20 m <sup>3</sup>	
水	水道分使用量	* m <sup>3</sup>	
水	その他使用量	* m <sup>3</sup>	
水	今回の使用量	* m <sup>3</sup>	
水	水道料金	4,510 円	
水	(うち消費税相当額)	410 円	
水	下水道使用料	* 円	
水	(うち消費税相当額)	* 円	
水	開栓手数料	* 円	
水	ご請求予定額	4,510 円	
上記金額の口座振替日は、令和4年4月27日です (この日までに口座振替の依頼をください)			
検針番号	1234-56.78	検針員	検針 太郎
(お客様へ)			
口座振替済みのお知らせ			
令和4年3月検針分(2月使用分)			
水道料金		5,742 円	
下水道使用料		* 円	
開栓手数料		* 円	
合計金額		5,742 円	
振替日	令和4年3月28日		
上記の金額を口座振替させていただきます。ありがとうございます。			
お振替先: 淡路広域水道企業団 ●●市お客さまセンター ナビダイヤル 0570-●●●●●● ※変更にご確認ください			

## ■上下水道料金のお支払方法について

### ◎ 納付書でお支払いのお客様へ

- 納入通知書は**毎月20日頃**に郵送します。(記載された納入期限までにお支払いください。)
- 納入通知書により、金融機関、コンビニエンスストア、各お客さまセンター窓口で直接お支払いください。

### ◎ 口座振替でお支払いのお客様へ

- 口座振替日は**毎月27日**(金融機関休業日の場合は、翌営業日)です。  
なお、27日に残高不足で振替できなかった場合は、翌月15日に再振替させていただきます。
- 口座振替の場合、領収書の発行はありません。通帳記帳によりご確認をお願いいたします。
- 通帳表示は、「**アワジスイドウ**」、「**淡路水道**」、「**アワジコウイクスイドウ**」、「**淡路広域水道**」などの表示となります。(ご利用の金融機関によって異なります。)
- 下水道に加入されている方は、**水道料金と下水道使用料が合算された金額が表示**されますので、内訳については検針時の「水道料金・下水道使用料等お知らせ」によりご確認ください。

### 《 料金は安全で便利な口座振替を 》

- 料金のお支払いは手間がかからず確実な口座振替を是非ご利用ください。
- 口座振替のお申込みは、島内各金融機関窓口へお願いします。

#### 取扱金融機関

三井住友銀行、みなと銀行、関西みらい銀行、徳島大正銀行、淡路信用金庫、淡陽信用組合、近畿労働金庫  
淡路日の出農協、あわじ島農協、なぎさ信漁連、ゆうちょ銀行

### ※口座振替のお申し込みに必要なもの

- ① 通帳など口座番号のわかるもの
- ② 金融機関へのお届け印
- ③ お客様番号のわかる最近月の「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」又は「料金の領収書」

## ■水道の漏水について

- 給水装置の管理は、“お客様の責任”となりますので、ご注意ください。  
メーターを通過からの漏水による料金は、お客様の負担となります。
- 漏水を調べるには、すべての蛇口を閉めて、水道メーターの**パイロットマーク**が回っていれば、どこかで漏水が発生しています。
- 漏水修理は、お客様より指定給水装置工事業者(指定工事店)に依頼してください。(修理費用はお客様負担となります。)
- 指定工事店で漏水修理をした場合、水道料金を軽減できる場合がありますので指定工事店へご相談ください。



※ 水道本管から水道メーターまでの漏水は企業団で修理します(原則無償です)。各お客さまセンターへご連絡ください。

## ■給水契約における定型約款について

- 令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され、水道契約に関してもその適応を受けることとなります。

### 《 定型約款について 》

- 「定型約款」とは、「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされております。
- 淡路広域水道企業団では、「淡路広域水道企業団水道事業給水条例」及び「淡路広域水道企業団水道事業給水条例施行規則」が定型約款に当たります。内容は下記URLよりご確認ください。

- ・淡路水道企業団水道事業給水条例 <http://awaji-suido.jp/data/reikisyuu/gyoumu/gyoumu-01.pdf>
- ・淡路水道企業団水道事業給水条例施行規則 <http://awaji-suido.jp/data/reikisyuu/gyoumu/gyoumu-02.pdf>